

7/3 10:30

総務環境委員会 説明資料

市長特別秘書について

目次

	頁
1 概要及び経過について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 市長室秘書課における公務の考え方について・・・・・・・・	4

令和6年7月3日

総務関係

1 概要及び経過について

(1) 概要

区 分	内 容
設置根拠	<ul style="list-style-type: none">・地方公務員法第3条第3項第4号・特別職の秘書の職の指定等に関する条例
定 数	1人
任 期	1年（再任可）
職務内容	<p>職務の範囲を公務に限定した上で、市長が発案する従来のやり方を超えた新しい取り組みについて、市長と認識を一にする者として以下のことをおこなう。</p> <ul style="list-style-type: none">・市長が政策判断をするための各種情報の収集・分析・助言・国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整
任用実績	<ul style="list-style-type: none">・平成26年5月1日～平成29年9月25日 北角嘉幸氏・平成30年6月1日～ 田中克和氏

(2) 条例制定からの経緯

時 期	内 容
平成26年3月	附帯決議を付して条例案を可決 【附帯決議】 特別職の秘書は、本市に資する公務しか従事させないとの市長の本会議における答弁を厳守するとともに、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の趣旨を遵守すること。また、その職務に関して、市民や議会に対して十分な説明責任を果たすこと。
平成26年5月	北角嘉幸氏 就任
平成27年3月	附帯決議を付して一般会計予算案を可決 【附帯決議】 特別職秘書については、職責に対する意識と認識が欠如したような現状に鑑み、平成26年2月定例会で、特別職の秘書の職の指定等に関する条例を議決した際に、当局が示し、議会が認めた、国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整などの職責を十分に果たし、かつ、地方公務員として法令を遵守し、公平・公正に職務を全うできる人材を市長の責任において確保し、任命すること。
平成29年9月	北角嘉幸氏 一身上の都合により辞職
平成30年6月	田中克和氏 就任

時 期	内 容
令和3年3月	<p>附帯決議を付して一般会計予算案を可決 【附帯決議】</p> <p>現在の特別職秘書は、その職責を果たしたことによる具体的な成果の説明が一切できておらず、市民や議会に対して十分な説明責任を果たしているとは言い難く、また、市長においても報告書を十分に理解していないなど、特別職秘書に対する管理監督責任を果たしているとは言い難い状況であり、その設置の必要性が全く認められないことから、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を早急に検討すること。</p>
令和3年4月	<p>総務環境委員会所管事務調査「市長特別秘書について」</p>
令和6年3月	<p>附帯決議を付して一般会計予算案を可決 【附帯決議】</p> <p>現在の特別職秘書に係る制度は、市長の任命と指示によって運用されるものであり、地方公務員として法令を遵守し、公平・公正に職務を全うできる人材が確保される保証はなく、実際の職務執行においても、公務と公務外の区分が曖昧な中、本市の信頼を失墜させるようなゆゆしき事態が引き起こされかねない。</p> <p>かかる状況から、これまで議会は、特別職秘書の人材確保や職務範囲等の問題を懸念し、三度附帯決議を議決したが、いまだ改善が見られない。</p> <p>よって、本制度により、市政に混乱がもたらされることのないよう、現在の特別職秘書の任期を踏まえ、6月定例会を目的に、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を検討すること。</p>
令和6年6月	<p>総務環境委員会所管事務調査「市長特別秘書について」</p>

2 市長室秘書課における公務の考え方について

市長室が市長の日程管理を行う上での公務の考え方としては、公務は原則として、市政に関わる案件であって、関係する局室等から市長の出席が依頼されるなど、市長による対応が市として意思決定されているものである。市長個人が所属する団体における政治的な活動や市長の個人的な活動は公務外の活動として整理している。

なお、特別秘書が行う職務における公務と公務外の整理については、市長と特別秘書の間で個別に整理して対応しているものであり、市長室として判断はできないものである。